

株式決済期間短縮（T＋2）に関する勉強会  
報告書

平成27年3月17日

株式決済期間短縮（T＋2）に関する勉強会事務局

## 目次

I. 勉強会設置の趣旨と検討内容	1
II. 株式決済期間短縮化の実現により想定される効果	3
1. 株式決済期間短縮化の実現により想定されるメリット	3
2. 株式決済期間短縮化の実現により想定されるデメリット	4
III. 決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題	5
1. フェイルへの対応	5
2. 事務負担の増大の緩和	6
3. 株式の決済期間短縮化に付随する課題	7
4. 株式以外の有価証券等の取扱い	8
5. 投資家等への周知	8
IV. 決済期間短縮化を行う場合の準備期間、実施時期等	9
別添1「決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題」	10
1. フェイルへの対応	10
2. 事務負担の増大の緩和	15
3. 株式の決済期間短縮化に付随する課題	22
4. 株式以外の有価証券等の取扱い	25
5. 投資家等への周知	27
別添2「短縮化を行う場合の準備期間、実施時期等に係る意見」	29
1. 米国の動向を踏まえた対応	29
2. 他の制度・システム改変のスケジュールを踏まえた十分な準備期間の設定	29
3. 実施に要する期間（証券会社）	29
4. T+2移行初日の対応	30
参考「海外における株式等の決済期間短縮化に向けた動き」	

## I. 勉強会設置の趣旨と検討内容

我が国における証券決済制度改革は、証券取引がグローバル化するなか、国際的な市場間競争力強化の観点から、安全かつ効率的な証券決済システムの実現が我が国の資本市場における喫緊の重要課題であるとの認識のもと、平成 11 年 7 月に設置された証券受渡・決済制度改革懇談会での議論の動向も参考に、金融審議会第一部会・証券決済システムの改革に関するワーキング・グループにより、「21 世紀に向けた証券決済システム改革について」（平成 12 年 6 月）が報告されたことを端緒として進められてきた。

証券決済システムの安全性・効率性向上について、これまで様々な取組みが行われてきたところであり、証券保管振替機構において、平成 13 年 9 月に決済照合システムが、平成 16 年 5 月に一般振替 D V P 決済がそれぞれ稼働を開始している。また、平成 16 年 6 月に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、それまでの社債、国債及び投資信託等に加え、株券等の電子化が法的に可能となり、平成 21 年 1 月に株券等の電子化が実施される等、株券等の決済処理に係る S T P 化を推進するための整備が着実に進んでいる。

一方、株式決済期間については、これら証券決済制度改革の推進の一環として、証券受渡・決済制度改革懇談会のワーキングにおいて決済期間短縮化について調査・検討が行われ、「証券決済制度改革の推進に向けて」（平成 14 年 11 月）において現状と課題について整理が行われたものの、現在に至っても T + 3 を維持している状況にある。

現在、米国、欧州及びアジアの海外主要市場においては、株式等の決済期間の T + 2 への短縮化が実施される又は実施に向けた議論が進められている状況にある。我が国においても、市場の国際競争力を維持する観点から、他の海外主要株式市場との間で決済システム面において必要な調和を図っていく必要がある。このため、我が国市場において株式決済期間を短縮化した場合の影響等について、これまでの証券決済制度改革によって進められた取組みを踏まえつつ、少なくとも早期に検討に着手すべきと考えられる。

こうした考えのもと、日本証券業協会、東京証券取引所及び日本証券クリアリング機構が事務局となり、平成 26 年 8 月に証券業界における勉強会として「株式決済期間短縮（T + 2）に関する勉強会」を設置し、9 月より 4 回にわたり、我が国における株式等の決済期間短縮化の実現により想定される効果、実現に向けて想定される課題等について検討を行った。

本報告書は勉強会において検討した結果を取りまとめたものである。

また、既にT+2決済が確立している香港市場の決済制度、平成26年10月にT+2へ決済期間を短縮した欧州市場の現状、そして同じく平成26年10月にT+2への決済期間短縮化に係る具体的な検討を開始した米国の状況等について勉強会で紹介し、海外主要市場における状況を共有した<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 昨今の海外における株式等の決済期間短縮化に向けた動きについては参考参照。

## Ⅱ. 株式決済期間短縮化の実現により想定される効果

### 1. 株式決済期間短縮化の実現により想定されるメリット

株式決済期間短縮化によって想定されるメリットについて検討を行い、概ね以下の4点に集約された。

#### 1-1 決済リスクの削減

リーマン・ショックを契機に、決済リスクの削減は我が国を含め国際的な課題と認識されているところであるが、決済期間短縮化に伴う未決済残高の縮減により、以下の決済リスクを削減できる。

##### ① 破綻時の流動性リスク

- ・取引相手から予定どおり資金や証券を受け取れないリスク

##### ② 再構築コストリスク

- ・取引相手が決済不能に陥った場合に当該取引が持つ等価又は正の現在価値を実現できないリスク

#### 1-2 資金効率の向上・担保負担の軽減

決済の早期化により証券・資金をさらに活用した運用等が可能となり、流動性向上が期待できる。また、昨今の証拠金規制や資本規制等の強化により、市場参加者において資金利用の効率化、証拠金等の担保負担の軽減について世界的にニーズが高まっている状況にあるなかで、株式の清算基金所要額が決済期間短縮分削減されることとなり担保負担が軽減される。

#### 1-3 業界全体として決済事務の一層の合理化・効率化

決済期間短縮化の実現に必要な取組みを業界全体で推進することにより、業界全体として決済事務の一層の合理化・効率化を図る原動力となる。

ただし、合理化・効率化を進めるにあたっては、その必要性について十分な検討が必要である。

#### 1-4 我が国市場の国際競争力の維持・向上

以上の効果により、我が国市場の安全性・効率性・利便性を向上させ、国際競争力の維持・確保につながることを期待できる。

また、他の主要市場がT+2決済化を目指すなか、日本のみT+3決済のままである場合、我が国市場が決済リスクの高い市場とみなされ、投資を回避されるなど、国際的地位が低下する可能性もある。

海外投資家はグローバルで決済事務を統一化するニーズがあり、日本のみ決済期間が異なることにより海外投資家の日本への投資意欲が減退する可能性もあり、国際標準に沿った決済制度を導入することで国際競争力を維持する必要がある。

#### 2. 株式決済期間短縮化の実現により想定されるデメリット

決済期間短縮化により想定されるデメリットについても検討を行ったが、概ね以下の3点に集約された。①及び②については、「Ⅲ. 決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題」において具体的な課題が挙げられており、決済期間短縮化を実現していく場合、その対応策について検討する必要がある。また、③の観点を踏まえ、市場全体のコスト・ベネフィットも勘案しながら検討する必要がある。

##### ① フェイルリスクの増加

決済期間短縮化に伴うポストトレード処理のタイト化等により、フェイルが増加するおそれがある。特に、時差を伴う非居住者取引においてフェイル件数が増加することが想定されるが、株式については、非居住者取引がその多くを占めており、市場全体に大きな影響を与えるおそれがある。

##### ② オペレーショナルリスクの増加

T+3決済を前提としたポストトレード処理について、決済期間短縮化に伴い早期に完結することが求められることから、事務負担が増大し、オペレーショナルリスクが高まるおそれがある。

##### ③ 業務フローの見直しやシステム改修等に伴うコスト負担

T+3決済を前提として構築されている社内システム及び業務フローについて、決済期間短縮化に伴い広範な変更が生じることから、システム投資や社内体制の再整備等により市場関係者のコスト負担増が想定される。

### Ⅲ. 決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題

決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題について検討を行い、主な課題として以下が挙げられた<sup>2</sup>。

なお、以下の内容は、勉強会における意見を網羅的に記載したものであり、必ずしも勉強会メンバーの総意として示されるものではない。

#### 1. フェイルへの対応

##### (1) 清算・決済インフラ等における決済時限等の見直し

清算・決済インフラの決済時限や稼働時間等の見直しにより欧州・米国時間帯でのポストトレード処理が円滑になれば、非居住者取引のフェイル（顧客から証券会社への証券引渡しの遅延）削減の一助となると考えられる。しかしながら、その実現のためには社内システムの整備や勤務体系の変更が必要となるので、十分な検討が必要である<sup>3</sup>。

また、銀行の資金処理（外為・内為）に係る締め時間の妥当性を検討するとともに、銀行に対して証券会社への迅速な入金対応を求める必要がある。

なお、これらの検討に当たっては、日銀ネット及び全銀システムの稼働時間延長を考慮する必要がある。

##### (2) フェイル・ルールの見直し

遅延損害金の料率の変更やバイインの強制的執行や権利確定日に発生したフェイルに係る権利処理の方法といったフェイル・ルールの見直しについて検討する必要がある。その際には、非居住者取引のフェイル増加を見込んだルール設計とする必要がある。

---

<sup>2</sup> 勉強会で実際に挙げられた個別の課題については別添1参照。

<sup>3</sup> 既にT+2決済が確立している香港市場においては、取引所取引・対顧客取引共に、決済日当日の証券の振替は、1日4回のバッチ処理（10:30、12:00、14:00、15:45）によって、資金決済は1日1回のバッチ処理（17:50）にて行われている。

### (3) 貸借取引に係る処理の迅速化、取引環境の整備

特に非居住者取引のフェイル件数が増加することが見込まれるため、取引所取引におけるフェイル発生を回避するフェイル・カバーの手段として、貸借取引の重要性が高まると考えられる。

そこで、貸借取引に係るルール、事務処理フロー及び社内インフラの見直しを行うなど、貸借取引について一層のSTP化の推進を図るとともに、貸株DVP決済制度の利用を促進していく必要がある。

また、大口貸し手へのT+0での貸出の協力要請、いわゆるトライパーティ取引やオートレンジング機能の利用等について検討することが考えられる。

## 2. 事務負担の増大の緩和

### (1) 非居住者との取引

#### ① ポストトレード処理の前倒し、STP化

欧米との時差及び祝日を考慮すると、非居住者との取引におけるポストトレード処理はより一層タイトになると考えられる。

そこで、T+0中の決済指図の送信等、海外の投資家及びカストディアンによるポストトレード処理の前倒しを推進するとともに、国内外の約定・決済当事者によるオペレーション・情報伝達を可能な限り省略化・共通化するなど、ポストトレード処理のSTP化を図る施策について検討する必要がある。

#### ② 外国為替取引に係る影響確認

外国為替スポット取引について、現状のT+2決済を維持した場合に、非居住者取引に伴う資金決済にどのような影響があるのかを確認する必要がある。

### (2) 国内投資家との取引

#### ① 機関投資家

ポストトレード処理の効率化を図るため、決済照合システムや一般振替DVP等の利用を促進するとともに、これらを利用しない投資家との取引に係るポストトレード処理の事務統一化について検討する必要がある。

また、現行、機関投資家と信用取引等を行った際に取引報告書（契約締結時交付書面）を交付するケースが多いが、法令上の義務がない場合において、取引報告書



(契約締結時交付書面)等の交付を廃止することが可能か検討する必要がある。

## ② 個人投資家等

特に対面取引においては、投資家が取引内容を確認するための時間が短縮されるため、取引報告書(契約締結時交付書面)の電子交付を推進するか、電話・FAX等、従来の方法を引き続き活用するか、その必要性や負担を踏まえ、十分に検討する必要がある。

## (3) 取引所外取引・証券会社間の取引

私設取引システムを含めた取引所外取引について、取引所取引と同様にT+2化することが望ましいと考えられる。

また、証券会社同士が相対で行う取引について、JSCCによるネットィングの対象に包含することが可能か検討する必要がある。

## 3. 株式の決済期間短縮化に付随する課題

### (1) 過誤訂正処理

取引所における過誤訂正処理のスケジュール変更について検討する必要がある。

### (2) 株式の売買取引に関連する取引・業務の見直し

#### ① 信用取引

委託保証金・追加保証金の差入スケジュールの再検討を行い、差入期限を短縮する場合には標準的な業務フローの見直しについて検討する必要がある。

#### ② ETF、DR、転換社債の設定・交換・転換

ETF、DR、転換社債等について、設定・交換・転換等が発生した場合の標準的な業務フローの見直しについて検討する必要がある。

#### ③ 残高移管手続

証券会社間の残高移管手続について、各投資家層のニーズを踏まえ、標準的な業務フローの見直しについて検討する必要がある。

#### ④ 転換社債の基準日決済の実現

転換社債について、株式と同様に基準日に決済を可能とするような対応について検討する必要がある。

#### 4. 株式以外の有価証券等の取扱い

##### (1) 日銀出資証券の電子化

現在、上場有価証券のうち、唯一券面の授受により決済を行っている日銀出資証券について、電子化（ペーパーレス化）に関して検討する必要がある。

##### (2) 上場有価証券以外の有価証券等の決済期間短縮化

###### ① 債券・外国証券

債券及び外国証券については、投資家の利便性の観点から上場商品がT+2化される場合には、同様にT+2化することが望ましいと考えられる。

###### ② 投資信託

投資信託についても、諸外国（特に米国）における決済期間短縮の取組みや投資家の利便性の観点からはT+2化が望まれる。

一方、現状、解約期間が統一されていないこと、海外商品を含む多種多様な商品で運用されていること等を考慮すると、一律にT+2化することは困難であると考えられる。

#### 5. 投資家への周知

決済期間短縮化による制度・市場慣行の変更等（権利落のタイミング、フェイル・ルール、他商品との受渡日の差異等）への理解促進を図るとともに、各投資家層において必要となる態勢の整備を促す必要がある。

#### IV. 決済期間短縮化を行う場合の準備期間、実施時期等

今後、我が国において株式等の決済期間短縮化を実施するか否かについては、米国の動向や日本の決済システムが取り残されないようにするという国際的な観点を踏まえつつ、十分な検討が必要である。

また、実施する場合には、本報告書に掲げられた課題について、市場関係者の社内体制・システムの整備等の対応を要することから、決定から実施までに十分な期間を設定する必要がある。さらに、今後、他の決済・市場インフラに係る様々な制度・システム変更が既に予定されており、これらも踏まえ、実施時期を見据える必要がある<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 勉強会で挙げられた決済期間短縮化を行う場合の準備期間、実施時期に係る意見については別添2参照。

## 決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題

○勉強会で挙げられた決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題は、以下のとおりである。

なお、以下の内容は、勉強会における意見を網羅的に記載したものであり、必ずしも勉強会メンバーの総意ではない。

### 1. フェイルへの対応

#### 1-1 清算・決済インフラ等における決済時限等の見直し

##### (1) 証券及び資金決済等の時限の延長についての検討

- ① 清算・決済インフラの決済時限や稼働時間の延長（24 時間稼働する照合システムの導入も含む）により欧州・米国時間帯でのポストトレード処理が円滑になれば、非居住者取引におけるフェイル削減の一助となると考えられるものの、それに伴い、市場関係者の社内システムの稼働時間延長の開発検討や勤務体系の変更が必要となることを踏まえ、メリット・デメリットの十分な検討が必要である。
- ② 非居住者取引における照合不一致やフェイルの増加を抑制するため、株式の売買・貸借取引に関係する市場インフラ全体における証券及び資金決済等の時限の延長について検討が必要である。
- ③ 本件については、日銀ネットシステム稼働時間延長との平仄等も考慮して検討する必要がある。日銀ネットの稼働時間延長に関しては、海外現地法人への日銀ネットの開放を日銀が許容するのかも論点となると考えられる。

##### (2) 資金処理に係る締め時間の妥当性及び処理の迅速化

- ① 清算・決済インフラの決済時限等の延長検討と合わせて、海外における外貨の決済時限も考慮したうえで、資金処理（外為・内為）に係る締め時間の妥当性について検討が必要である。
- ② 対面営業の個人投資家にとっては、事前入金が必要度合いが高まるため、振込

入金が間に合わない等の理由から、取引減少につながるおそれがある。銀行から証券会社への入金については迅速な対応を銀行側へ求める必要がある。

## 1-2 フェイル・ルールの見直し

### (1) フェイル・ルールの投資家への十分な説明

フェイル・ルールについては、投資家への十分な説明が必要である。

### (2) フェイルに係る方向性の選択とルールの確立

- ① 現行、取引所取引におけるフェイルを極力減らすために各参加者はT+0の借株などを行い対応しているが、フェイルをある程度容認するのか、フェイルを発生させない仕組みを整備するのか、方向性を選択する必要がある。
- ② フェイル・ルールの確立に際しては、他国における状況も踏まえつつ、遅延損害金の料率（現在は日歩四銭）の見直しやバイインの強制的執行など、権利処理等の方法も含めて検討する必要がある。
- ③ 取引所取引のみならず、ほふりクリアリングの債務引受けの対象となる対顧客取引に係るフェイル・ルールの要否についても検討が必要である。

### (3) 権利確定日におけるフェイル発生時の権利調整方法等の検討

- ① 権利確定日にフェイルが発生した際は、現在はJ S C Cの手を離れ、配当金などの受渡し（金額・支払日）は証券会社間に処理が委ねられている。この点、T+2化によって、権利確定日におけるフェイルの発生頻度も高まる可能性があるところ、現行の取扱いで良いか検討が必要である。
- ② 配当金授受、議決権行使、株主優待等の権利調整の方法や株主報告数値のあり方についても、改めて検討する必要がある。その際、一括で調整できるようルール（ガイドラインを含む。）を確立することについては、その是非も含めて検討が行われるべきである。また、「配当金・権利引渡し通知書」の廃止についても検討が行われるべきである。

### (4) フェイルを起こした参加者への経済損失の請求

現在、公開買付等の応募最終日を決済日とした取引においてフェイルが発生した場合、公開買付に参加できなかったことによる経済損失を、フェイルを起こした参加者に対して請求することは原則できないが、海外のマーケットでは請求できるケース（Broker Protection）も存在するため、このようなケースの取扱いについても再検討を行う必要がある。

#### （５）非居住者取引を踏まえたフェイル・ルールの整備

- ① 非居住者取引においては、約定照合機能と決済照合機能が分離したままであるため、STPは実現していない。また、欧米との時差から生じる決済照合の不一致解消にかかる時間的ロスも残存したままである。よって、決済期間が短縮されることでフェイル件数の増加が懸念される。
- ② 非居住者取引のフェイル増加を見込んで、対顧客及び証券会社間のフェイル・チャージ等のフェイル・ルールを市場の制度として整備する必要があるかについて検討が必要である。また、非居住者への周知徹底も検討が必要である。
- ③ フェイルコストの負担について非居住者への強制力があるかについて検討が必要である。

### 1-3 貸借取引に係る処理の迅速化、取引環境の整備

#### （１）証券金融会社の貸株超過銘柄の調達（品貸取引）のT+1化への対応

- ① 証券金融会社の貸株超過銘柄の調達（品貸取引）も現行のT+2からT+1になることが想定されるが、その際、証券金融会社と貸し手である証券会社との更新差金等の決済がかなりタイトになり、翌日に行う資金決済の準備が間に合うかが懸念される。
- ② 今後の実務面の検討において、貸借データの早期確定が必要となる場合は、貸借取引の貸株・融資申込や株不足銘柄に係る品貸申込について、事務処理フローの見直しや品貸スケジュールの前倒しが考えられる。なお、品貸スケジュールの前倒しについては、逆日歩の高騰が生じないような適正・公平な品貸入札を確保する必要もあり、それぞれのバランスを考慮して検討する必要がある。

(2) 貸株DVP決済制度のさらなる利用

- ① 個別取引明細書、コンファメーションの省略などのより一層のSTP化のためには、決済期間短縮化までに貸株DVP決済制度の更なる利用者の拡大が望ましい。
- ② 非居住者取引を中心としてフェイルの増加も見込まれることから、レンディング（貸株）のT+0取引についても、貸株DVP決済制度の更なる利用が望まれる。
- ③ 貸株DVP決済におけるT+0取引のカットオフタイム延長があれば、同制度の更なる利用促進に資する可能性もある。

(3) 大口の貸し手へのT+0貸出の協力要請

T+0取引については、大口の貸し手である管理信託銀行や投信委託会社等に対し、T+0貸出への参加について協力を要請する必要がある。

(4) 契約書訂正又は覚書等の手当て

証券会社間以外の貸借取引は現状大半がT+2だが、T+1に移行が余儀なくされると思われる。その際、取引相手によっては、契約書に決済期間が明記されているところもあるので、契約書訂正又は覚書等の手当てが必要となる。

(5) カットオフタイムの統一ルール整備等

- ① 各社各様でのカットオフタイムの設定は、業務に支障をきたす可能性があり、ある程度のマーケット・ルールを整備する必要がある。  
例えば、業務時間外の約定等について統一ルールがないと、いつまでも約定が入り、業務（担保処理等）が重複したり、適用時価の不一致等の混乱が予想され、フェイルの増加にもつながると考えられる。貸借取引の決済期間が短縮されT+1になるとT日での照合一致が必須になり、よりタイトな事務処理が予想されることから足並みを揃える必要がある。
- ② 証券会社間取引に関しても、業務円滑化のために、約定・担保金照合、各種カットオフタイム等のタイミングの見直しが必要である。

(6) 担保金計算に係る時価等の取扱いの見直し

- ① 時価配信について、方法（F T P等）と時間（現状T日 18時）の見直しが必要となる。
- ② 担保金計算の際の時価の取扱いについては、信託銀行等の他業態とも調整を行い、業界ルールとして整備する等により、貸株DVP決済における業務の更なる効率化を検討する必要がある。
- ③ 現物株の取引がT+2となることに伴い、担保金（代用有価証券）の決済に関し、現状の約定日前日の時価（終値）を使ってT+1で決済するサイクルについて、(i)約定日当日の時価を使って照合し、翌日に決済する等、決済リスクの低減を目指し短縮化を図るのか、(ii)引き続き現行の約定日前日の時価を使うことで約定後速やかな担保金の計算・照合を確保するのか、それぞれのメリット、デメリットを勘案した上で検討する必要がある。
- ④ 決済前の担保照合については、証券会社間取引の場合と証券会社と信託銀行との取引の場合で取扱いに差異がある。信託銀行との取引においても、現行の証券会社間取引のように担保照合は特に不要とすることができれば、担保金の計算は約定日当日の時価を使うことが適切とも考えられ、このような点を含めて総合的に検討していくべきである。

(7) 証券会社におけるポジション把握等に係る社内インフラの変更

証券会社では、T+1でのポジション確保が難しい銘柄におけるT+0でのポジション確保に係るコスト増の確認や、ショートポジションを系統的に把握するための社内インフラの変更といった対応が必要となる。

(8) トライパーティ取引の検討

日本市場においても始まりつつあるトライパーティ取引についても検討の範囲に含めるべきである。



## (9) フェイルの影響軽減

T + 2になることで非居住者取引における照合不一致の増加に伴うフェイルの増加が想定されることを踏まえ、「すくみ」の発生による国内決済や市場決済への影響を軽減するため、相殺機能や自動調達機能等の証券振替効率化のための検討が必要である。

### 1-4 その他のフェイルに関する課題

#### (1) 統一した税率による配当金相当額の受渡し

配当金については、7%の軽減税率の適用が終了したことにより、現在、非居住者の投資家毎に適用税率に対する考え方が異なるという状況がある。こうした混乱を避けるため、統一した料率で配当金相当額の受渡しを行うことができるような対応を検討すべきである。

#### (2) 債務引受タイミングの見直し

参加者破綻時のバイイン対象のズレによる受渡不能の発生を抑制するため、決済照合が一致したタイミングでほふりクリアリングが債務引受するよう変更すべきである。

## 2. 事務負担の増大の緩和

### 2-1 非居住者との取引

#### (1) 欧米との時差及び海外祝日への対応

① 欧米との時差及び海外祝日への対策が大きな課題である。時差の問題や決済指図送信の遅延等の問題を解決するために、国内投資家との取引同様、非居住者取引にも約定照合と連動した決済照合システムの導入を検討する必要がある。また、検討内容には、システムの英語対応も含まれる。

② 決済照合システムにおける誤差照合機能の導入により、早期の照合一致率の上昇にある程度の効果があったと思われるが、決済期間短縮化にあたっては、決済指図データの送信までの時間短縮が課題である。特に、海外が祝日の場合、アロケーション（口座配分指示）の遅れ等が懸念されるので、T + 0での決済指図送信の推進が必要である。また、T + 0での決済指図送信の推進にあたっては、券面不足の場

合でも決済指図を送信し、相手側に券面不足のステータスが見えるようにする必要  
がある（現行約定日に相手指示無しが多いため、実際の照合ステータスの確認、不  
一致の解消をより促進するため）。

- ③ 時差の関係により、投資家によっては実質T+1対応の必要があるため、各関係  
機関への幅広い事前周知などを行う必要がある。

## (2) 市場のスタンダード、統一プラットフォームの整備

- ① F I X、S W I F T、D T C C（O M G E O）など関係機関との協議により、市  
場のスタンダードの浸透を行い、あらかじめ事務の効率化を幅広く浸透する必要が  
ある。

- ② 非居住者顧客は、O M G E O社が提供しているC T Mで約定照合をしていること  
が多い。また、同時に決済情報（S S I情報）を同社提供のシステム（A l e r t）  
に登録している場合、証券会社にまだ通知していない口座を通じた決済があったと  
しても、証券会社は同システムを参照して口座を確認することができ、タイムリー  
に決済照合を行うことが可能となる。このようなスキームの利用がより広がれば、  
約定照合・決済情報の管理がよりスムーズになると思われる。

- ③ 多くの決済情報伝達関係者の介在が速やかな情報伝達の制約の一因となってい  
る可能性があり、非居住者取引における決済指図伝送プロセスや経路の統一化・簡  
素化、効率化に向けた検討が必要である。

- ④ 決済情報データ（フォーマット）の共有・標準化が必要である。現在は、エクセ  
ルファイルでのやりとりが多いが、グローバルカストディアンによってフォーマッ  
トや表記の仕方が違うため、混乱を生じる場合がある。

- ⑤ より一層の非居住者顧客の決済情報の整備がフェイルを避けるために必要であ  
る。

決済情報が不明の口座での取引があった際に顧客に確認を取る必要もあり、所在  
地によっては時間もかかってしまうため、フェイルとなるリスクが増えるので、統  
一プラットフォームを推進すべきである。

- ⑥ 業界として決済指図の電子化ができない場合の共通のファイルによる連絡方法  
の制定等の検討が必要である。

- ⑦ 非居住者取引の決済に関しては、STP化による解決方法もあるが、参加者による早いタイミングでの照合完了を実現するための運用ルールや体制面の整備を検討することが、当面の現実的な対応と考えられる。
- ⑧ 情報管理の点で一部顧客は決済情報の公開を拒んでいるため業界全体での促進が必要と考える。

### (3) 株式決済期間短縮化に当たっての柔軟な対応の促進

- ① 株式の残高が確保できていない場合にプレマッチに指示を出さないカスタディアンがいる。プレマッチの本来の目的である約定照合を速やかに行うために、顧客口座での残高が確実に確保されていない場合でも投資家からの指図と共に市場への決済指図を送信するなど、プロセスの変更等の検討が必要。
- ② 決済照合の時限終了後の非DVP決済やオフセット決済等へのフレキシブルな対応が必要である。
- ③ 決済照合不一致の早期解消に向けた投資家とのコミュニケーションの強化が必要である。

### (4) カストディにおけるネットティング方式等の対応

カストディにおいてもネットティング方式等も含めて対応を図るよう促進していく必要がある。

### (5) 決済照合システムへの海外カストディアン・海外CSDの直接接続

ISO20022の導入を踏まえ、主要な海外カストディアン及び海外CSDによる決済照合システム及び振替制度の直接参加が進むことが望ましい。

### (6) 各社における対応

- ① 社内における取引の事前での新規顧客オンボードプロセスの見直しが必要である。
- ② 各社が自動で海外拠点等に決済照合のステータスを返す現行の仕組みについて、照合不一致のステータスだけではなく不一致となった事由をより多様化させるこ

と、また、エクセルシートの作成などマニュアルでのオペレーションを可能な限り省略化・共通化することにより、海外からの決済指図の修正に円滑に対応するための検討が必要である。

#### (7) 外国為替取引に係る影響確認

外国為替スポット取引が現状のT+2決済を維持した場合に、非居住者の資金決済にどういった影響があるのかを確認することが望ましい。

### 2-2 国内投資家との取引

#### (1) 国内機関投資家における約定・決済照合の迅速化

- ① 証券保管振替機構（保振）の約定・決済照合を利用している国内機関投資家については、現行はT+1日に約定照合を完了し、決済照合システムへ連動していることから、このままでもT+2決済は対応可能と考える。

ポストトレード処理をさらに前倒しできるインフラ環境が既に構築されていることから、決済期間を短縮する場合には、可能な限り早いタイミングで照合完了することが望まれる。

- ② 運用指図の電子化・決済照合システムの利用などの標準化への取組み、業界として運用指図の電子化ができない場合の共通のファイルによる連絡方法等の制定、運用を外部委託しているファンドにおける取引の確認方法等の事務統一化などの検討が必要である。また、ポストトレード処理の事務統一化にあたっては、貸借取引も含めて検討を行うべきである。
- ③ 決済照合システムの取扱対象の拡張（信用取引等）についても検討が必要である。

#### (2) 国内機関投資家の保振決済照合システムの参加促進

居住者口座におけるポストトレード処理のSTP化のためには、海外の運用者に外部委託をしている等の理由がある場合を除き、運用会社を含め機関投資家による決済照合システム参加を促進し、T+1での照合作業を減らしていくことが不可欠である。

(3) 決済照合システム未利用者への対応

- ① 運用会社が決済照合システムを利用しない場合、現状、信託銀行での承認作業がT+1の午後に行われているため、照合不一致等が発生した際の処理を考えるとできるだけタイミングを早める必要がある。
- ② 決済照合システムを利用していない事業法人及び金融法人等について、個人顧客のように先物、先銭での対応は困難と思われるので、どのようにT+2決済に取り込むかの検討が必要である。

(4) 外国株券等保管振替決済制度への参加促進

信託銀行について、保振の外国株券等保管振替決済制度への参加促進が必要である。

(5) 海外の運用者に外部委託をしているファンドへの対応

海外の運用者に外部委託をしているファンドについて、約定内容に相違があった場合、時差の関係で保振への訂正指示がT+1日になることが多い。このため、決済期間短縮化により決済日までに照合不一致が解消できないケースが増えると思われることから、対応を検討する必要がある。

(6) 一般振替DVPの利用促進

- ① 一部の地方金融法人や事業法人との取引が、ほふりクリアリングにおける一般振替DVPを利用せず、FOPでの決済を行っている点について対応が必要である。
- ② プロパー取引（決済業務を委託している場合を除く）については、ほとんどのケースがFOP取引となっているため、一般振替DVPへの参加を要請する必要がある（現在の参加者は信託銀行のみ。）。

(7) アロケーションの標準化

約定・決済照合のみならず、アロケーション処理についても標準化されると決済期間短縮で求められる事務効率化に寄与する。

(8) 機関投資家・法人投資家における対応

自前で運用部門・運用管理部門を抱える事業会社等においてはシステム、態勢等の整備が必要となる。

(9) 個人投資家への対応

- ① 他商品との受渡日の差異に伴う立替金の発生に注意が必要である。
- ② インターネット取引については、大半は事前預託を前提としているため、混乱は少ないと予想される。

2-3 取引所外取引・証券会社間の取引等

(1) P T S ・取引所外取引

取引所取引がT + 2に移行された場合はP T SについてもT + 2への移行が望ましい。

(2) 証券会社におけるシステム対応

取引所・保振のデータと社内のデータをリアルタイムに近い形で突合するシステム対応が必要である。

(3) 居住者の証券会社間取引の約定照合・決済照合の実現

平成26年より証券会社間における売買取引についても、決済照合システムにおける約定・決済照合機能（二者間センタ・マッチング）の利用が可能となっているが、これに加え、J S C Cのネッティングにも取り込むことができれば、証券会社間取引における破綻時のリスクの削減やネッティング後の振替件数の削減により効率化が図られる。

また、近年、証券会社間取引が増加傾向にあり、いわゆる「すくみ」の状態での債務不履行発生時に相応の影響が生じると思われ、この点からも証券会社間取引についてJ S C Cによるネッティングに含めることについて検討を行うべきである。

#### (4) 参加者社内システムのSTP化

市場インフラの全てがISO20022に統一される必要性に加え、参加者社内システムのSTP化対策が必要である。

### 2-4 取引報告書（契約締結時交付書面）関係

#### (1) 取引報告書の電子交付

- ① T+2化に伴い、法人顧客、個人顧客ともに取引報告書については、可能な限り郵送から電子交付への切替えを促進することが望ましい。
- ② 一方、例えば、法人顧客との取引においても、約定後、営業部店の方でシステムから出力した明細をファクスして取引報告書的な位置付けで利用している例もあり、そのような対応で実務が回るのであれば、無理に電子交付にする必要があるか疑問である。
- ③ 電子交付した場合、証券会社によっては多少システム対応が発生することもあり、本当に電子交付が必要なのかどうかを十分に検討した方がよい。
- ④ 電子交付の方法としてメールでの送受信は適正なのかについては検討が必要である。顧客情報が含まれており、セキュリティの問題を踏まえ検討する必要がある。

#### (2) 取引報告書以外の方法による決済照合方法の利用促進等

- ① 従来通りの紙ベースの取引報告書を約定日翌日（T+1日）に郵送している顧客も多く、これらの顧客の手許に届くのはT+2日以降である。したがって、顧客が取引報告書の受領（郵送による受領）を確認した後に買付代金を送金するような実務は、T+2化をする場合にはワークしなくなる。この点については、先物・オプション取引では既にT+1化が導入されているが、資金決済は問題なく行われていると同様の考え方で、取引報告書ではなく、WEB画面やFAX等を通じて通知を行うことが考えられる。
- ② PCを持っていない一部の個人顧客については、従来通り紙ベースの取引報告書が必要だと思われるが、現在も買付代金を前受けしていない顧客については約定連絡時など決済日前に決済日、金額、支払方法等について別途確認する実務慣

行も見られるところであり、従来の方法（電話やFAX）を利用して確認することが考えられる。

### （3）信用取引等における信託銀行への取引報告書等の交付の廃止

- ① 信用取引等を行った際に、金商法上の交付義務はないものの、信託銀行からの要請に基づきT+1に紙ベースでの取引報告書等を送っている実務について、廃止の可否について検討を行う必要がある。
- ② 実務では、信用取引に限らず取引報告書が必要になっている。例えば、Eメールやファクスで受けているにもかかわらず事後的に紙の取引報告書が必要になることもあり、信用取引の場合だけでなく、他の取引・商品に関しても検討が必要である。
- ③ 取引報告書だけではなく、貸借取引の個別取引明細書なども併せて考えるべきである。

## 3. 株式の決済期間短縮化に付随する課題

### 3-1 過誤訂正処理

#### （1）過誤訂正処理の存置

現在、顧客注文の発注失念等を事由とした過誤訂正処理が存在しており、T+2化後も、このような事象によって影響を受けた顧客の原状回復を図るための一つの方法として、取引所における過誤訂正処理は必要である。

#### （2）スケジュール変更の検討

- ① 現行の過誤訂正処理の申請期限は決済日前日（T+2）の13時までであるが、T+2移行後については決済日前日（T+1）の夕刻までとする等、延長が可能かどうかを含めて取引所やJSCC等の関係者間での調整が必要である。
- ② 決済日前日（T+1）に過誤訂正等が発生した場合の社内システムにおける証券決済数量、清算金額等の確定は決済日当日とならざるを得ず、過誤訂正に係るスケジュール変更（又は、リアルタイム処理への社内システム仕様変更）を検討する必要がある。



### (3) 非居住者取引に係る訂正の対策

自己委託区分訂正及び過誤訂正等の処理のより迅速な対応として、特に、非居住者の注文において当該事項が発生した際の対策が必要である。

## 3-2 信用取引

### (1) 委託保証金・追加保証金の取扱い

- ① 委託保証金・追加保証金の差入期限について、現行と同じく売買成立日・発生日から起算して3日以内（T+2）とするのか、2日以内（T+1）に短縮するのかを検討する必要がある。
- ② 差入期限をT+1に短縮する場合には、顧客対応、業務フロー等の見直しなど、保証金の受入れ事務が間に合わない事態を回避するための検討が必要である。
- ③ また、調達取引が必要な証券会社は、顧客から委託保証金をT+2で受け、資金調達先に対しT+3で担保差入を行っている。委託保証金等の差入期限を現行どおりT+2とする場合、T+2当日中にこれを行うこととなれば、事務スケジュールがタイト化することが予想される。特に、子店取次業務を扱う母店証券会社が調達取引を行う場合は、一層のタイト化が懸念される。
- ④ 海外投資家の委託保証金差入期限については、時差の関係もあり、T+2に移行した場合でも現行のスケジュールを維持することも考えられる。

### (2) 貸株超過銘柄の翌朝訂正による貸株申込

制度信用取引の約定訂正を端緒とする貸借取引の翌朝訂正について、現行では前営業日に発表済みの融資貸株残高（差引）が貸株超過である場合の貸株（売り）申込の追加が認められていないため、証券会社が自社にて株券貸借市場等から株式を調達し、内部貸借や自己貸株によってカバーしている。T+2化によって株券貸借市場での調達難易度が高まることから、貸株超過銘柄に対する翌朝訂正による貸株申込の追加が可能となるようにすることも考えられる。

### (3) その他

- ① 追加保証金が発生した場合の差入れルールを、現行と同じく発生日から起算し

て3日以内（T+2）とする場合には、発生日の有価証券の売却代金を追加保証金算出時の計算に充当できるか否かといった検討も必要である。

- ② 信用取引の新規建に係る委託保証金率の引下げについても検討する余地がある。
- ③ 信用取引における金利等の諸経費計算が受渡日ベースとなっているため、信用保証金計算についてシステム対応が必要となる点に留意する必要がある。
- ④ 決済損益に関する資金決済処理のSTP化推進、現引き・現渡しのDVP化、取引報告書の電子交付化等の効果が期待できることから、決済照合システムの対象取引にする。

### 3-3 ETF、DR、転換社債など設定・交換・転換に係る業務

ETF、DR、転換社債など設定・交換・転換等を伴う商品に関してもサイクルの検討・プロセスの電子化・フェイルの取扱いなど、業務フローの見直しに関して検討が必要である。

### 3-4 残高移管手続

- ① 株式の証券会社間の残高移管、買取請求のスケジュールについても短期化することができるか検討することが望ましい。証券会社間の残高移管については、顧客からの帳票受入等、紙ベースの手続を合理化する検討が必要である。  
また、現在は移管完了までの所要日数に各社バラツキがあり、決済期間短縮化の下で移管処理をスムーズに行うためには業界統ルールを策定すべきである。
- ② 証券会社間の残高移管について、現行の標準フローは大量処理を前提とすると合理的であり、必ずしも決済期間短縮化と合わせる必要はないものとする。他方、機関投資家については、残高移管の期間短縮のニーズも強いことから、リテールと機関投資家で移管の事務フローを分けること等、検討すべきである。

### 3-5 転換社債の基準日決済の実現

株式については電子化により基準日における5日目決済が廃止され、基準日にも決済できるようになったが、転換社債については5日目決済が残っている。統一された権利落ち日を適用するために、転換社債についても基準日に決済を可能とするような

対応について検討する必要がある。

### 3-6 振替機関における加入者情報の登録実務

加入者情報未登録顧客が初めて株式を買付けた場合であり、かつ、当該取引の決済日が当該銘柄の権利確定日に該当する場合、現状、システムの、Tを買付日とすると、T+2（権利確定日の前日）に保振へ加入者情報のデータを送信するスケジュールになっている証券会社がある。

その場合には、T+2決済により権利付最終日が現行より1日後ろ倒しなることにより、T+2（保振への加入者情報データ送信日）が権利確定日となるため、「権利確定日の前日までに加入者情報を登録する」という現在の保振のルールに対応するためには、遅くともT+1までに加入者情報のデータを送信することが求められることとなる。

他方、T+1で送信した場合であっても、情報の不備等でエラーとなってしまうことがあり、その後のフォローが必要となる。これを踏まえ、権利確定日までに送信すればよいように規定を緩める必要があるのではないかと。

## 4. 株式以外の有価証券等の取扱い

### 4-1 日銀出資証券の電子化

- ① 現在、上場有価証券のうち、唯一券面の授受により決済を行っている日銀出資証券について、真贋・瑕疵の確認や券面のデリバリーに要する時間を踏まえると、T+2の対応は困難であり、円滑な決済のためには、その電子化（ペーパーレス化）について検討する必要がある。
- ② 仮に、日銀出資証券のみT+3での決済とすることは、システム上の制御等を含めた対応が必要となることから、市場関係者に影響が出るおそれがある。

### 4-2 債券

- ① 株式との乗換え取引があるため、投資家における決済日の混乱を避けるため、極力T+2に合わせるべきである。
- ② 国債は既にT+2化されており、フェイルルール策定やポストトレード処理の

電子化の推進を行えば、その他の国内債もT+2化実現は可能であると考えられる。ただし、個人及び非居住者との取引の短縮化については、国債同様に十分な検討が必要である。

#### 4-3 外国証券

- ① 株式との乗換え取引があるため、投資家における決済日の混乱を避けるため、極力T+2に合わせるべきである。
- ② 外国株券等の外国取引及び国内店頭取引の決済日は、日本証券業協会の自主規制規則「外国証券の取引に関する規則」において「外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とすること。」と定められており、自由化されてはいるが、実質、国内決済日はT+3で運用されていると思われる。海外市場でのT+2化の流れに遅れないように、当該取引もT+2を前提に見直す必要がある。

ただし、各社の決済手段及び分別管理等において状況は異なることから、対顧客の決済日は各証券会社と顧客との合意で別段設定できる点は配慮すべきである。

#### 4-4 投資信託

- ① 株式との乗換え取引があるため、T+2化が望まれるが、現状、投信会社は解約代金の支払日をファンドごとに設定しており、決済期間は統一されていない（概ねT+2～T+7に分散）。  
一方、購入（設定）については、T+2化を行うことについて検討の余地があると考えられる。
- ② ファンドは世界の多種多様な商品で運用され、また、商品毎に様々な制約もあることから、上場商品のT+2化が実施されたとしても、非上場投資信託をT+2にすることは、基本的に困難であると考えられる。
- ③ 上場有価証券（株式、CB、REIT、ETF、ETN等）のみで運用される国内投資信託については、投資家から上場有価証券の決済期間短縮（T+2）に準じて決済期間短縮の要望が出るのが想定される。

- ④ 現状、多くの投資信託の受渡日はT+4になっている。理由としては、Tの日の大引けまで受付けをしており、委託会社が確報値を受領する日がT+1になっていることにある。そこから手続きを開始するため、受渡しはT+4にならざるを得ない。そのため、上場有価証券がT+2になっても、投資信託はT+3までしか短縮できない。また、投資信託の中には海外に外部委託しているものもあり、例えば海外から日本株の発注を行っている場合等はT+2化は一層困難である。
- ⑤ 商品の乗換え（スイッチング）について、どの商品からどの商品にスイッチするかによってフローが変わるため、検討を行っていく必要がある。
- ⑥ 海外商品に投資する投資信託については、海外がT+2になっていたとしても、当該投資信託の設定・解約に係る約定日から決済日までの間に海外で連休がある場合、海外商品の決済に時間がかかるため、投資信託の決済期間を短縮した結果として申込不可日を増やす必要が生じる等、顧客の利便性が下がる可能性がある。
- ⑦ 決済日を変更する場合には、約款、目論見書等の決済日の記載について運用業界と協議していく必要がある。

#### 4-5 既存の店頭デリバティブ取引等への影響

店頭デリバティブに関しては、株式の権利付最終日に変更されることにより配当スケジュールも変更され、時価インパクトが多少あるという点を考慮する必要がある。

また、契約書の修正事務に係る負荷が生じる。

### 5. 投資家等への周知

#### 5-1 機関投資家

- ① 決済期間短縮化による制度・市場慣行の変更等（決済日、権利付/落のタイミング、未済の増加、過誤訂正の処理、フェイル・ルール、フェイル被害を被る可能性、他商品との決済日の差異等）への理解促進を図る必要がある。
- ② 運用会社の約款変更等の事務変更作業を考慮し事前に幅広く周知する必要がある。
- ③ 決済期間の相違により発生する資金調達コストの取扱いについての理解促進を図る必要がある。

- ④ 信託銀行などへのT+2適合性の確認をあらかじめ行い、選定の基準として事務の効率化の確認を求めるような取組みが必要である。
- ⑤ 株式以外の有価証券等の決済期間との関係で、株式の対顧客取引のT+3決済を求める顧客への対応が必要である。

#### 5-2 個人投資家

- ① 決済期間短縮化による制度・市場慣行の変更等への理解促進を図る必要がある（5-1の機関投資家への理解促進を求める事項に加えて、信用取引の改正、年末特定口座計算上の売買最終日等も含む）。
- ② 取引報告書の到着のタイミングが変更となることについて周知を図る必要がある（受渡し完了後となる場合も出てくる）。
- ③ 決済期間の相違により発生する資金調達コストの取扱いについての理解促進を図る必要がある。

#### 5-3 非居住者投資家

- ① 決済期間短縮化による制度・市場慣行の変更等への理解促進を図る必要がある。
- ② グローバルカストディアン・常任代理人などへのT+2適合性の確認をあらかじめ行い、選定の基準として事務の効率化の確認を求めるような取組みが望ましい。

#### 5-4 発行会社

決算月や月末等において、権利付の銘柄を投資家が売買する機会が1日増えること等に関する周知・理解促進を図る必要がある。

以 上

## 決済期間短縮化を行う場合の準備期間、実施時期等に係る意見

○勉強会で挙げられた決済期間短縮化を行う場合の準備期間、実施時期等に係る意見は、以下のとおりである。

なお、以下の内容は、勉強会における意見を網羅的に記載したものであり、必ずしも勉強会メンバーの総意として示されるものではない。

### 1. 米国の動向を踏まえた対応

T + 2 の実施にあたっては、米国の動向を踏まえつつ、拙速にならないよう、また、日本の決済システムが取り残されることのないよう対応する必要がある。

### 2. 他の制度・システム変更のスケジュールを踏まえた十分な準備期間の設定

証券会社によるシステム等の対応余力を考慮した検討を希望する。現状、株式に関する制度変更として、2015 年 9 月に東証 arrowhead の更改が予定されており、その他の制度変更としても、マイナンバーや金融所得一体課税等が予定されている。さらに、早ければ 2017 年にも国債の決済期間短縮化 (T + 1 化) が予定されているほか、2019 年 1 月が保振の ISO 20022 導入期限となっている。

これらのスケジュール及び更なる制度改正・システム変更の可能性を踏まえて、T + 2 化の実施には、十分な検討・準備期間が必要である。また、制度の検討のみを行う場合にも、社内リソースの重複等が発生するため、本件に関する検討が遅れる可能性がある。

### 3. 証券会社における実施に要する期間

- ① T + 2 化の決定から実施まで 2 ~ 3 年程度の期間が必要と思われる。
- ② 特にバイインやペナルティーの項目は業務フローを作成する上で重要な要素となるため、早期確立を行った上で迅速な周知を行う必要がある。

- ③ システム対応等を考慮すると、最低でも施行日の 12 か月前までには施行日と明確な制度要件等の公表が望まれる。但し、基幹となるシステム（発注系・勘定系）改修が伴うため、また、市場参加者間での十分な試験が必須と考えられることから、仕様確定から稼動開始迄の時間がそれ以上必要となることも想定される。
- ④ 市場参加者ごとに制度変更、実務慣行等の変更が生じるため、全体での対応に要する期間は異なり得る。

#### 4. T + 2 移行初日の対応

T + 3 から T + 2 への移行前後で決済日が同一になることで、T + 2 への移行初日は、決済量が 2 日分となる。また、システムは、T + 3 用と T + 2 用の両方を走らせる必要がある点について検討が必要である。



## 参考 海外における株式等の決済期間短縮化に向けた動き

市場	現状	決済機関	清算機関	検討状況・移行時期
米国	T + 3	DTC (The Depository Trust Company)	NSCC (National Securities Clearing Corporation)	<p>① DTCC 主導で株式等の決済期間の短縮の検討が行われてきたが、2014年4月、米国証券業金融市場協会 (SIFMA) など様々な業界団体が株式等の決済期間の短縮 (T+2) 支持を表明</p> <p>② 2014年4月、DTCC は株式、社債及び地方債、単位型投資信託 (UIT) の米国市場における決済期間短縮の合理性を概説した文書を公表</p> <p>③ 2014年10月、DTCC 並びに SIFMA 及び米国投資信託協会 (ICI) 等の業界団体において、決済期間短縮に向けた具体的な課題、方策や実施予定を検討するため、諮問委員会及びその下部にテーマ毎に5つのワーキング・グループを立ち上げ、検討を行っている。</p>
<b>EU</b>				
英国	T + 2	Euroclear UK&Ireland	LCH. Clearnet	<p>① 2012年3月、欧州委員会は取引所等での株式等売買に関して T+2 決済を義務付ける CSD 規則案 (CSDR:CSD Regulation) を公表</p> <p>② 2014年7月、欧州理事会で CSD 規則を可決</p> <p>③ 英国、フランス、オランダ等の欧州の多くの国で、CSD 規則の適用 (2015年1月) に先立ち、2014年10月6日に決済期間の短縮 (T+2) を実施</p>
フランス	T + 2	Euroclear France		
ドイツ	T + 2 (1970年代~)	Clearstream Banking Frankfurt	Eurex Clearing	
<b>アジア・オセアニア</b>				
シンガポール	T + 3	The Central Depository (Pte) Limited		<p>① 2014年2月、シンガポール取引所 (SGX) が市中協議書において、2016年までに現物株式等の決済期間を短縮 (T+2) することを提案</p> <p>② 短縮の詳細は、別途 SGX が市中協議を実施予定</p>
オーストラリア	T + 3	ASX Settlement	ASX Clear	<p>① 2014年2~4月、オーストラリア証券取引所 (ASX) が市中協議書において現物株式の決済期間の短縮 (T+2) を提案。</p> <p>② その後、実施時期を2016年3月とし、T+2 移行に向けた業界内の準備を促進するため、Market Implementation Group (MIG) という公開のフォーラムを2014年12月に設置。</p>
香港	T + 2 (1992年~)	Hong Kong Exchange and Clearing		○ 1992年6月、T+2 に整理 (T+1 の形骸化により)

「株式決済期間短縮（T+2）に関する勉強会」参加会社

メンバー	エース証券株式会社
〃	S M B C 日興証券株式会社
〃	岡三証券株式会社
〃	J P モルガン証券株式会社
〃	株式会社証券ジャパン
〃	大和証券株式会社
〃	立花証券株式会社
〃	東洋証券株式会社
〃	野村證券株式会社
〃	B N P パリバ証券株式会社
〃	松井証券株式会社
〃	みずほ証券株式会社
〃	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
〃	楽天証券株式会社
オブザーバー	株式会社証券保管振替機構
〃	一般社団法人投資信託協会
〃	日本証券金融株式会社
事務局	株式会社東京証券取引所
〃	株式会社日本証券クリアリング機構
〃	日本証券業協会

(以上 20 社、五十音順)